

「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動ガイドライン」

令和2年9月16日改訂

1. 登校にあたって

- ・家を出る前に検温を実施し、体調不良の場合は外出しないこと。
- ・登校(外出)中に体調が悪くなった場合は、無理せず帰宅すること。
- ・マスクを着用し登校(外出)すること。

2. 学内では

- ・マスクを忘れた場合は、コンビニや大学生協で製品を購入してから入構すること。
- ・生協等で購入できない場合は、中央棟1階教務課にて購入すること。
- ・入構時、入り口にある消毒液で手の殺菌をおこなうこと。
- ・学内で体調が悪くなった場合は、速やかに医務室で処置を受け指示に従うこと。
- ・食事以外はマスクを着用し、使用したマスクはゴミ箱に捨てず持ち帰ること。
- ・こまめに手を洗うこと。
- ・人と会話する時は最低でも1メートル以上間隔を空け、大声を出して話さないこと。
- ・授業以外の時間では、常に人との距離を保ち集団にならないこと。
- ・廊下などでは不用意に立ち止まらず、長時間一定の場所に居ないこと。
- ・その日の授業が終わり、用事がない場合は速やかに帰宅すること。

3. 授業に関して**【共通項目】**

- ・必ずマスクを着用し、発言する時も外さないこと。
- ・布マスクやポリウレタンマスクより感染予防効果の高い不織布マスクを推奨する。
- ・授業で使用したキーボード等は使用前に備え付けのペーパーで消毒すること。
- ・ディスカッションをおこなう場合は、密接にならないように注意すること。

【学生】

- ・マスクを着用しない場合は授業への出席を認めない。
- ・マスクを着用できない特段の事情がある場合は、事前に教務課に相談すること。
- ・座席は×がついている座席には着席しないこと。
- ・ヘッドホン(イヤホン)はできるだけ自分の物を持ってきて使用すること。やむを得ず大学のヘッドホンを使用する場合は、使用前に備え付けのペーパーで消毒すること。

【教員】

- ・教員は、学生がマスクを着用しているか必ず確認し、着用していない学生がいた場合は着用を命じること。
- ・学生がマスク着用の指示に従わない場合は、退室させること。
- ・教員は、教室毎に定められた例示に基づき換気をおこなうこと。
- ・教員は、例示に基づき、学生がどの座席に着席したか必ず確認し、都度、教務課に提出すること。

4. 食事に関して

- ・食事の前に必ず手を洗うこと。
- ・食事をする時は人と対面にならないよう着席すること。
- ・食事中は必要最低限の会話以外はおこなわないこと。
- ・食べものの交換などはおこなわないこと。
- ・食堂は座席を制限しているので、お弁当等を持参した場合は、談話室など利用し食事をとること。
- ・食事が終わったら速やかに片付け離席すること。